

## 第14回 議会のあり方調査特別委員会 会議概要

【開催日】 平成26年11月7日

【開催場所】 第1委員会室

【会議時間】 午後1時32分～午後2時50分

午後3時5分～午後3時42分

【出席委員】

委員長	矢田松夫	副委員長	河崎平男
委員	石田清廉	委員	伊藤 實
委員	河野朋子	委員	下瀬俊夫

【欠席委員】

委員	松尾数則
----	------

【委員外出席議員等】

議長	尾山信義	副議長	三浦英統
----	------	-----	------

【傍聴議員】

議員	岡山 明
----	------

【事務局出席者】

事務局長	古川博三	事務局次長	清水 保
------	------	-------	------

【調査事項】

- 1 委員会中継について
- 2 市民モニターについて
- 3 災害時における議会の対応について
- 4 次回委員会開催日について

【会議の概要】

- 1 委員会中継について  
委員会中継の方法の変更について、事務局から資料に基づき説明した。

### 主な説明内容

- 前回、予算案を示して、W I - F I 方式で委員会中継をするため12月議会で補正したいと報告したが、情報管理課と再度協議した結果、変更があった。
- 無線による中継は画像や音声途切れるなど、安定した中継ができない可能性がある。
- 本会議中継用のケーブルを利用して委員会中継ができる可能性が出てきた。これだと公民館にライブ中継することができる。
- 試験をしないとはっきりわからないので、当面12月補正は保留し、来年度当初予算で要求したい。
- 3月定例会から中継するという方針は変わらない。
- 12月定例会で試験放送するが、これは非公開である。ユーストリームの放送で、データの容量や機器の接続、音声と映像が同時に流れるかをチェックしながら放送したい。3月議会では委員会中継を実施し、公開する。新年度は本格実施ということで、3月の当初予算で要求できるようにしていきたい。

### 説明に対する質疑

- 「無線では画像が途切れる。音声途切れる」ということだが、可能性はどの程度か。→ 実際にやってみないとわからない。有線が使えるということであれば、より確実な方法でしたほうがいい。
- 試験については、2カ所か。→ 1カ所である。
- 12月補正をやめて、新年度予算ということだが、本会議場のカメラと委員会中継の問題も含めて、12月が無理であれば、もう1度きちんとした方向性を持ち、予算要求したほうがいい。→ きっちりした方向性を持って予算要求していく。来週業者と協議するので、報告する。
- 本会議中継をスマホで見ることができないということがネックになっている。これができるか専門家に確認してもらいたい。

### 結論

次回、事務局から報告を受けた後、委員会中継をどのように実施するか

検討することとした。

## 2 市民モニターについて

前回に引き続き、市民モニター設置要綱（案）について議論した。

### (1) モニターの定員について

#### 委員の主な意見

- モニターの人数が30人程度となっているが、議会活動をチェックし、提言してもらうというのが趣旨で、初期の段階ではもっと少ない人数でいいのではないか。5人とか10人とかにすることができるような要綱にしたほうがいい。
- 議員の数より多いのはどうか。それから人数だけではなく、世代、年齢のばらつきをうまい具合にしないといけない。また、地域性も考えると、小学校区が12あり、校区1人で10人程度にすればいい。

#### 結論

30人程度を10人程度にすることにした。

### (2) 推薦団体について

#### 委員の主な意見

- 商工会議所、女団連、女性会は、言えば出してもらえらると思う。若い世代からは市P連、子ども会、保育園の関係とかも入れる。20代、30代、40代となると仕事の兼ね合いも出てくる。
- 若い人をどのようにモニターとして選出するかということがあるが、各保育所や幼稚園に母の会の代表がいるので、そこから輪番制で選ぶとか、その連絡協議会があればそこから出してもらおうとかいう方法もある。
- 保育園や小学校のPTAから出てもらいたいということはわかるが、子育てや仕事などでなかなか難しい。団体からの推薦として、一人が全部出るということは無理なので、その団体からメンバーが変わっても出してもらおうという工夫も必要かもしれない。
- 委嘱は個人指名になるので、代理は難しい。（事務局）

- 委嘱は個人と考えると、団体の枠を3人とか5人とかにすればいいが、そうすると定員10人ではできなくなるので、50人にして1回でもいいので、かかわってもらおうとすることもある。
- 団体だけではなく、個人枠も必要だ。これは議会改革なので議会改革に関する学識経験者や識見を持っている人を個人枠として推薦して入ってもらおうことも必要だ。
- 山口東京理科大の学生、医師会、各保育所からはどうか。
- 商業関係1人、工業関係1人、農林水産関係1人、医師会・薬剤師会から選んでもらう。
- 女性会や自治連をのけることはできない。
- 募集要領の素案はこの委員会がつくって、運用を企画広聴部会でしてもらおうということにしないといけない。

#### 結論

引き続き、次回協議することにした。

### (3) モニターの謝礼について

#### 委員の主な意見

- 報酬は附属機関等の委員で、法律や条例で定められた審議会等の委員を指す。私的諮問機関やモニターは報償費、謝礼で払っている。したがって、議会の市民モニターに謝礼を支払うことは何ら問題ない。公務災害については、報酬を支払う委員は特別職の非常勤地方公務員で公務災害の対象になるが、モニターなどは公務災害の対象にならない。(事務局)
- 謝礼は、一回いくらではなく、年間を通していくらかという決め方で、最後に支払う形になる。(事務局)

#### 結論

他市の状況も調査し、次回協議することにした。

### (4) モニター会議について

#### 委員の主な意見

- モニター会議のイメージがわからない。
- モニターが自分の意見を議会に出してそれでおしまいということであれば、モニター会議はいらない。
- 審議会や私的諮問機関とは性質が違う。個々の議会に対する意見はもらうが、みんなで話し合っって1つにまとめて提言するというものではない。
- モニター会議は年に1回か2回とし、どこかでまとめる機会が必要だ。招集は議会が行い、進行も議会がする。
- モニターが個人の意見を出して、それを議会が対応するというのがモニター制度である。意見交換をするとか交流の場を設けるとかいうことにしておけば納得がいく。第9条の最後に「意見交換の場を設けることができる」というぐらいにしておけばいいのではないか。
- モニターの委嘱、モニターの仕事の理解のために最初に集まってもらって説明する。モニターが集まって提言するということになるのと諮問機関になってしまう。(事務局)

#### 結論

今回出された意見を踏まえて要綱を修正し、次回協議することにした。

- 3 災害時における議会の対応について  
次回、協議することとした。

- 4 次回委員会の開催日について  
次回の委員会は、11月19日(水)10時から開催することとした。

# 委員会中継方式の変更について

平成26年11月7日

## 1 Wi-Fi方式決定の経緯

庁内ランを利用して委員会中継をした場合、市役所全体で使用できる容量を超える可能性があるため、市議会独自の回線を確保して中継する方式について検討した結果、市議会Wi-Fiを開設し、無線で委員会中継を行う方針とした。

## 2 情報管理課と再協議

先日実施した中継試験の結果を踏まえ、情報管理課と再協議した。

- (1) 無線による中継では画像や音声途切れるなど安定した画像が送信できない可能性がある。
- (2) 本会議中継用ランケーブルを委員会中継に流用できる可能性が高い。また、これを利用すると本会議と同様に公民館での視聴ができるようになる。
- (3) (1)、(2)から本会議中継用ランケーブルを利用した方法が望ましいが、試験を行う必要がある。
- (4) 12月補正予算での要求は保留し、来年度当初予算で要求する。

## 3 本会議中継用ランケーブルによる中継実施に向けたフローチャート

- (1) 12月定例会・・・試験放送（非公開）
  - 12月議会の委員会を試験放送
  - パソコンは情報管理課所有を利用、カメラは議会が用意（予算流用）
  - データ容量や機器の接続などをチェックし、放送できるかを確認

\* 外部には流れるが、周知しないので、見られることはない。
- (2) 3月定例会・・・実証放送（公開）
  - 3月議会の委員会を放送
  - パソコンは情報管理課所有を利用
- (3) 6月定例会・・・本格実施
  - パソコンを議会購入（3月当初予算）

# 議会のあり方調査特別委員会

## 中間報告書（第2回）

平成26年9月

## 1 委員会の概要

(1) 名 称 議会のあり方調査特別委員会

(2) 委員の定数 7人

(3) 委 員

委員長	矢田松夫	副委員長	河崎平男
委員	石田清廉	委員	伊藤 實
委員	河野朋子	委員	下瀬俊夫
委員	松尾数則		

(4) 委員会の開催状況

開催回	開催日	主な検討内容
第7回	平成26年7月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報発信について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・傍聴者への議会資料配布</li> <li>・委員会中継</li> <li>・市議会独自のホームページ</li> </ul> </li> </ul>
第8回	平成26年7月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報発信について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・傍聴者への議会資料配布</li> <li>・委員会中継</li> </ul> </li> <li>○監視機能について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員研修</li> <li>・行政評価</li> <li>・議場の議席</li> </ul> </li> <li>○政策形成サイクルについて</li> </ul>
第9回	平成26年8月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報発信について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会中継</li> <li>・傍聴者への議会資料配布</li> </ul> </li> <li>○政策形成サイクルについて</li> </ul>
第10回	平成26年8月28日	中間報告(第2回)について

## 2 委員会の議論経過について

本委員会は、議会機能向上特別委員会の最終報告において、議会の機能向上を図るため、今後もさらに検討する必要があるとされた項目について、本年3月25日に第1回委員会を開催して以降、「すぐできる項目」「すぐしなければならない項目」「検討に時間を要する項目」等、検討項目を分類し、スケジュール表に沿って今日まで10回の議論を重ねてきた。

### (1) これまで結論が出された項目

#### ① 自治会懇談会の実施

自治会からの要望や意見を収集するため、「山陽小野田市議会自治会懇談会実施要領」に基づき、自治会懇談会を実施する。具体的な実施については、企画広聴部会で運営していく。

#### ② 市民懇談会の充実

積極的な情報収集のため、議会基本条例第19条に基づき実施している市民懇談会の実施要綱を改正し、情報を収集する必要がある団体に対し、議会から市民懇談会の開催案内の文書を送付し、開催を促す。

#### ③ 市議会のフェイスブックの創設

本市議会の情報発信の充実のため、早急に市議会のフェイスブックページを開設する。「議会広報部会」で運用要綱を定め、早急を実施する。

### (2) 6月議会中間報告以降の議論項目及び結論が出された項目について

#### ① 監視機能について

##### ア 議員研修

これまで新人議員を対象とした議会ルールの研修や山口県市議会議長会などが主催する研修会が開催されているが、さらに議員自らが専門的知識を得るため、年1回は市議会主催の議員研修会を開催することとした。

##### イ 行政評価

単独の行政評価委員会は設定せず、各常任委員会が行うとした。

##### ウ 議場の議席

本会議場での委員長報告に迅速に対処するために、委員長と副委員

長を隣席にするか検討したが、現状のままとすることにした。

## ② 政策形成サイクルについて

自治会懇談会等の情報収集の手法を含め、政策形成サイクルそのもののあり方を研究するため、他議会の実践報告も参考にしながら、さらに議論を深めていくこととした。

## ③ 情報発信について

### ア 傍聴者への議会資料

これまでは議会の傍聴者に資料を貸与していたが、傍聴者に会議の内容をより深く理解してもらうため、配布することとした。ただし、予算書、決算書など、議会事務局で作成できないものは貸与とした。

また、市議会ホームページでも公開することとした。

### イ 委員会中継

議会に関する情報の公開を促進するため、委員会の審査状況の中継することとした。手法については、先進地の情報を参考にしながら、さらに検討することとした。

### ウ 市議会独自のホームページについて

現在、市のホームページを利用して議会の情報を発信している。

議会単独のホームページの開設について検討したが、プロバイダ契約（有料）が必要などの理由により、議会独自のホームページは開設せず、現状のままとした。

## 3 その他

当委員会は、6月議会で基本的な調査事項（スケジュール表）を示し、今日まで10回の議論を積み重ね、議会のあるべき姿を「調査・研究」をしてきた。いずれも、当市議会として「すぐやらねばならない」議会改革の一端でもある。

今後さらに議論を深め、順次中間報告を行い、実践に移行できるよう、残された調査項目を真摯に検討すべき使命がある。